

# イエス! Yes!Hotline ホットライン 商工会



Vol.376

商工会

## 主な内容 熊本地震被害支援策

●伊東会長挨拶	1頁
●小規模事業者持続化補助金	2頁
●金融関連支援関係	3頁
●税務関係	4頁
●労働関係	5頁
●共済関係	6頁
●春の叙勲受章	7頁
珠算検定「1級合格おめでとう」 人事交流・新規採用のお知らせ 編集後記	
●くまもと共済	8頁

熊本県商工会連合会会報

熊本県商工会連合会

検索



## 伊東会長 挨拶

4月14日、16日に震度7を記録しました「平成28年熊本地震」により益城町、西原村、南阿蘇村を初めとした各地で数多くの尊い人命が奪われ、家・財産を失われた方も多く、インフラをはじめ店舗・工場・飲食旅館・商工会館など広範囲に被害が及んでおります。

熊本地震において、被害に遭われた方々に対して、心よりお悔み及びお見舞いを申し上げます。

商工会は、未曾有の非常時こそ「機動力」と「提案力」に磨きをかけ、小規模事業者の真(しん)のパートナーとしての役割を果たさなければならないと思っております。

本会としまして、事業者の生活支援と経営再建に向け、「特別相談窓口」を設け「経営相談・支援」、国の施策や各種制度の紹介を行うなど迅速に対応しているところでありますが、今後時間の経過と共に事業者に必要な施策が変わってまいります。その時々タイミングよく事業者支援ができるよう建議、陳情を行い、事業者に寄り添いながら事業再興、地域の復興に向け尽力してまいります。

今年度は、小規模企業者の持続的な経営に向けた経営計画策定の相談会や、事業者が創意工夫を凝らした販路開拓等の取組みに対する小規模事業者持続化補助金事業をはじめ、消費税軽減税率窓口相談事業など、国・県の様々な施策を活用した支援策を講じていく予定であります。

最後になりましたが、商工会が取組んでいる地域経済の活性化、商工業振興及び災害復興のため、従来にも増して組織一丸となり取り組んでいく所存であります。

平成28年6月15日  
熊本県商工会連合会  
会長 伊東昭正



平成28年度熊本地震復旧等予備費予算  
被災地域販路開拓支援事業

公募中

## 小規模事業者持続化補助金

熊本地震で被災(直接的・間接的)した小規模事業者が商工会と一体となって販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限: **200万円** (熊本県・大分県)

(注)補助対象経費300万円の支出に対し、その2/3の200万円を補助します。  
・補助対象経費180万円の支出の場合は120万円、また補助対象経費450万円の場合には、2/3は300万円となりますが、補助する金額は、補助上限の200万円となります。

### 補助事業対象者

熊本地震で被災した、製造業、その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20名以下の事業者であること ※卸・小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については、5人

### 募集期間

受付開始:平成28年5月31日(火)

**第1次** 受付締切:平成28年 **6月24日(金)** 当日消印有効

**第2次** 受付締切: " **7月29日(金)** "

※申請にあたっては、経営計画書の作成、商工会の支援が必要です。締切までに余裕を持って商工会にお越しく下さい。

### 補助対象となり得る取り組み ※災害復旧のみは対象になりません

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ①販促用チラシの作成・配布            | ⑤商品パッケージの改良      |
| ②マスコミ媒体での広告・ウェブ広告        | ⑥ネット販売システムの構築    |
| ③商談会、見本市等への出展            | ⑦移動販売、出張販売等の車の調達 |
| ④店舗改装                    | ⑧新商品の開発          |
| (小売店のレイアウト改良・飲食店の店舗改修含む) | ⑨景品、販促品の製造、調達など  |

### 申請書類一式の提出先・問合せ先

**熊本県商工会連合会**

〒860-0801熊本市中央区安政町3番13号  
電話 096-325-5161

**県内49商工会**

[www.kumashoko.or.jp](http://www.kumashoko.or.jp)

# 金融関連支援

[災害により被災を受けた中小企業者] (熊本県に事業所を有するもの)に限ります

## ○被災中小企業者の既往債務の負担軽減について

### 日本政策金融公庫、商工中金での対応

返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応します。また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を行います。

### 信用保証協会での対応

返済期日経過後の期日延長や返済方法の変更等に柔軟に対応します。また、審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を行います。

### (独)中小企業基盤整備機構での対応

今般の災害により被災を受けた高度化貸付けを利用し償還中の企業の方に対し、その負担を軽減するため都道府県からの申請により、償還猶予又は最終償還期限の延長(各3年以内)を図ることとしています。

## ○災害復旧貸付について

### 日本政策金融公庫、商工中金での対応

貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%を引下げます(貸付後3年間)。

※0.9%の利率引下げには市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出いただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談下さい。

## ○セーフティーネット保証4号、災害関係保証等について

### 信用保証協会での対応

売上の減少等一定の影響を受けた方(セーフティーネット保証4号)、事業用資産に倒壊・火災等直接的な被害を受けた方(災害関係保証)に対して対応致します。また、当面の資金繰りを短期資金にてスピーディに支援するための制度として、震災支援短期資金の相談対応致します。

## ○小規模企業共済制度の特例措置(特例災害時貸付)等について

### (独)中小企業基盤整備機構での対応

特例災害時貸付の創設(災害救助法適用地域の共済契約者)、「災害時貸付」及び「緊急経営安定貸付」の適用要件の緩和、掛金の納付期限の延長等(災害救助法適用地域の共済契約者)、共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除、共済金等の請求書類関係の省略(災害救助法適用地域の共済契約者)を支援致します。

## ○特別相談窓口連絡先電話番号

### 日本政策金融公庫

熊本支店(中小企業事業) **096-352-9155**  
(平日9:00~17:00、土日祝日9:00~17:00)

熊本支店(国民生活事業) **096-353-6121**  
(平日9:00~17:00、土日祝日9:00~17:00)

八代支店(国民生活事業) **0965-32-5195**  
(平日9:00~17:00、土日祝日は窓口開設なし)

### 熊本県信用保証協会

熊本県信用保証協会 **096-375-2000**  
(平日9:00~17:15、土日祝日9:00~17:00)

### 商工中金

熊本支店 **096-352-6184**  
(平日9:00~19:00、土日祝日は窓口開設なし)

本 部 **0120-542-711**  
(平日は窓口開設なし、土日祝日9:00~17:00)

### (独)中小企業基盤整備機構

中小企業復興支援センター熊本  
**090-2712-3520**  
(平日10:00~17:00、土日祝日10:00~17:00)

九州本部 **092-263-1500**  
(平日9:00~17:00、土日祝日9:00~17:00)

南九州事務所 **099-219-7882**  
(平日9:00~17:00、土日祝日9:00~17:00)

# 税務関連

## ○納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

### 1 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
〈イ〉 損失を受けた日以後 1 年以内に納付すべき国税	納期限から 1 年以内
〈ロ〉 所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方自治体税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

注:〈イ〉、〈ロ〉とも災害のやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

### 2 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として 1 年以内

## ○国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

## ○県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

## ○市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ◆ 前年中の合計所得が1,000万円以下で、住宅または家財の損失額が10分の3以上あった方は、市町村民税・県民税及び国民健康保険税が減免されることがあります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

## ○予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税法や災害免除法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

予定納税の減額			
所得税法	災害等を受けた日の区分	1月1日～ 6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。
		7月1日～ 10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。

# 失業手当の特例と休業手当を支払う場合の助成金!!

## ○熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

- ・休業した方や一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険（6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方）の失業手当を受給できる特例措置があります。
- ・お近くのハローワークで手続きが可能です。  
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談を）

※制度利用に当たっての留意事項：本特例措置制度を利用し、失業給付の支給を受けた方は、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

## ○地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

- ・地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できません（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。
- ※地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します
- ・取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない、交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合等（詳しくは、下記問い合わせ先へ）

## ○雇用保険特例措置・雇用調整助成金については下記の問い合わせ先

### 【お問合せ先】

- ① 事業所が地震により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

### 【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	電話番号
・熊本労働局職業安定部 職業安定課	096-211-1703
・ハローワーク熊本	096-371-8609
・ハローワーク上益城 （出張所）	096-282-0077
・ハローワーク八代	0965-31-8609
・ハローワーク菊池	0968-24-8609

労働局・ハローワーク	電話番号
・ハローワーク玉名	0968-72-8609
・ハローワーク天草	0969-22-8609
・ハローワーク球磨	0966-24-8609
・ハローワーク宇城	0964-32-8609
・ハローワーク阿蘇	0967-22-8609
・ハローワーク水俣	0966-62-8609

- ② 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

### 【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	電話番号
・熊本労働局職業安定部 職業対策課分室	096-312-0086

※熊本県外の方は、最寄の都道府県労働局  
又はハローワークにお問合せ下さい。

# 小規模企業共済制度の特例措置 (特例災害時貸付)等

## 1. 特例災害時貸付の創設 (災害救助法適用地域の共済契約者)

今般の地震により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、(独)中小起業基盤整備機構において次のとおり、災害時貸付の利率の無利子化、据置期間の設定や償還期間の延長など貸付条件の緩和を実施します(4月14日以降に災害時貸付を受けられた共済契約者については遡って当該措置を適用します)。なお、災害救助法適用地域にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流出、半壊、その他これらに準じる損害を受けていることの証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から受けていることが必要となります。

- (1) 貸付利率：無利子
- (2) 貸付限度額：2,000万円(ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内(50万円以上で5万円の倍数となる額)です。なお、貸付限度額は、他の貸付制度と併せて3,000万円までです。)
- (3) 償還期間：①貸付金額が500万円以下の場合は4年  
②貸付金額が505万円以上の場合は6年
- (4) 据置期間の設定：据置期間12ヶ月
- (5) 償還方法：6ヶ月ごとの元金均等割賦償還
- (6) 担保、保証人：不要

## 2. 「災害時貸付」及び「緊急経営安定貸付」の適用要件の拡大(全国の共済契約者)

### 「災害時貸付」

災害により被害を受けたため経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付ける制度です。災害の影響により、次のいずれかの要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から受けていることが必要となります。

- ①災害救助法適用地域にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流出、半壊、その他これらに準じる損害を受けていること。
- ②当該災害の影響を受けた後、又は、取引先が被災したことの影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

### 「緊急経営安定貸付」

災害の影響による一時的な売上の減少により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済契約者に経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度です。

災害の影響による一時的な売上の減少により、1ヶ月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれる旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会から受けていることが必要となります。

上記貸付要件は次のとおりです。

- (1) 貸付限度額：1,000万円(ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内(50万円以上で5万円の倍数となる額)です。なお、貸付限度額は、他の貸付制度と併せて2,000万円までです。)
- (2) 貸付利率：年0.9%(平成28年4月25日現在)
- (3) 貸付期間：①貸付金額が500万円以下の場合は3年  
②貸付金額が500万円以上の場合は5年
- (4) 償還方法：6ヵ月毎の元金均等割賦償還
- (5) 担保、保証人：不要

## 3. 掛金の納付期限の延長等

(災害救助法適用地域の共済契約者)

## 4. 共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

(災害救助法適用地域の共済契約者)

## 5. 共済金等の請求書類関係の省略

(災害救助法適用地域の共済契約書)

### 問い合わせ先

お近くの商工会へ  
お問い合わせください。

### 平成28年熊本地震に伴う 「ふれんど共済」加入者の特別措置について

今回の熊本地震により被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げます。

標記につきまして、被害を受けられました「ふれんど共済」加入者への迅速な共済金支払いを行うとともに、災害救助法の適用を受けまして、掛金支払猶予期間を設けることとしましたのでご連絡します。

1. 特別措置の適用範囲  
平成28年熊本地震で被災された「ふれんど共済」加入者を対象といたします。
2. 掛金支払猶予期間について  
災害救助法適用日(平成28年4月14日)から10月末日までにお支払いいただく「ふれんど共済」の掛金を猶予いたします。  
※免除ではありませんので、後日まとめて掛金を支払ください。
3. 特別措置適用申請について  
お近くの商工会へ

# 県内商工会関係者4名が 平成28年春の叙勲受章!

平成28年4月29日に春の叙勲の受章者が発表され、県内商工会関係者より、山部謙一郎熊本県商工会連合会副会長が瑞宝双光章(更正保護功労)、田中亨熊本県商工会連合会前理事が旭日双光章(中小企業振興功労)、坂田道治元矢部町(現山都町)商工会長が旭日双光章(塩販売業振興功労)、金澤順子元益城町商工会女性部長が瑞宝双光章(更正保護功労)でそれぞれ受章されました。

県内商工会より4名の受章者が発表されたことは快挙となります。4名の受章者の皆様、誠におめでとうございます。

珠算検定

1級合格  
おめでとう

苓北町商工会



た さ き あきら  
田崎 輝さん  
平成17年2月22日生



う え さ と ゆう か  
植里 優花さん  
平成15年7月1日生

## 補助対象職員の人事異動 (事務局長を含む)

(平成28年3月31日及び4月1日付け  
人事異動一覧)

### 1 経営指導員

(敬称略)

商工会名	異動(新任者)	異動(退職者)
1 熊本県商工会連合会	角本 学(職変)	山川 恭弘
2 嘉島町商工会	山川 恭弘	興裕 二明(定年)
3 熊本市北部商工会	中島 貴文(新任)	友田 義雄
4 菊池市商工会	友田 義雄	砂原 孝一
5 熊本県商工会連合会	砂原 孝一	(欠員)
6 熊本県商工会連合会	星子 健(新任)	伊藤 誠司(定年)
7 山江村商工会	伊藤 誠司(再雇用)	藤川 晃司
8 水上村商工会	藤川 晃司	蔵谷 和浩
9 相良村商工会	蔵谷 和浩	村上 千秋(契約満了)
10 熊本県商工会連合会	安田 護(新任)	本山 聡毅
11 玉名市商工会	本山 聡毅	佐々木孝幸(退職)
12 宇城市商工会	赤崎 智(新任)	藤川 陽介(退職)
13 熊本市城南商工会	金子 浩造(新任)	竹屋 繁樹
14 熊本県商工会連合会	竹屋 繁樹	古田 敦士
15 菊池市商工会	古田 敦士	田代美智子
16 甲佐町商工会	田代美智子	柳瀬 英智
17 熊本県商工会連合会	柳瀬 英智	紫垣 利光
18 氷川町商工会	紫垣 利光	岩崎 英雄
19 上天草市商工会	岩崎 英雄	西田 豊則
20 宇土市商工会	西田 豊則	平崎 武文(退職)
21 阿蘇市商工会	永井 教博(新任)	平野 野平
22 熊本市天明商工会	平野 野平	井村 裕貴(定年)
23 山鹿市商工会	辻 啓太(新任)	宇佐川貴大
24 宇城市商工会	宇佐川貴大	堀川 政治(契約満了)
25 長洲町商工会	牧野 定徳(再雇用)	牧野 定徳(定年)
26 益城町商工会	津留 昭生(再雇用)	津留 昭生(定年)
27 天草市商工会	林田 伸也(再雇用)	林田 伸也(定年)
28 苓北町商工会	山口 芳広(再雇用)	山口 芳広(定年)
29 熊本県商工会連合会	川上 典道(再雇用)	川上 典道(定年)
30 御船町商工会	奥田 龍二(再雇用)	奥田 龍二(契約満了)

### 2 経営支援員

(敬称略)

商工会名	異動(新任者)	異動(退職者)
1 小国町商工会	高野 信江(新任)	久野 美保
2 菊池市商工会	久野 美保	川口 越代
3 山鹿市商工会	川口 越代	今坂 和江(定年)
4 熊本市植木町商工会	青木 知子(新任)	吉村 倫子(退職)
5 南関町商工会	松本 真一(新任)	田中 直美
6 山鹿市商工会	田中 直美	辻 啓太(指導員へ)
7 八代市商工会	鈴木 賢治(新任)	坂井 由美
8 球磨村商工会	坂井 由美	角本 学(指導員へ)
9 天草市商工会	増永 善太(新任)	赤崎 智(指導員へ)
10 甲佐町商工会	小平 千秋(新任)	境 貴子
11 美里町商工会	境 貴子	高森さとみ
12 宇土市商工会	高森さとみ	村上なぎさ
13 宇城市商工会	村上なぎさ	沖田真由子
14 上天草市商工会	沖田真由子	植野 和子(契約満了)
15 八代市商工会	太田 信子(再雇用)	太田 信子(定年)
16 山江村商工会	西本 節子(再雇用)	西本 節子(定年)
17 南小国町商工会	川津富貴子(再雇用)	川津富貴子(契約満了)
18 南阿蘇村商工会	緒方あけみ(再雇用)	緒方あけみ(契約満了)
19 熊本市北部商工会	前田 和子(再雇用)	前田 和子(契約満了)
20 山鹿市商工会	立山 恵子(再雇用)	立山 恵子(契約満了)

### 3 事務局長

(敬称略)

商工会名	異動(新任者)	異動(退職者)
1 宇城市商工会	堀川 政治	槌田 正治(契約満了)
2 美里町商工会	福田 賢二	上田 一博(契約満了)
3 合志市商工会	渡邊 健一	岩上 寛(契約満了)
4 多良木町商工会	松崎 信幸	西 豊昭(契約満了)

編集後記

4月より会員サービス課になり広報担当をさせていただくことになりました。  
日々、新しい業務を頑張っているところです。  
今後、会員様に有意義な情報をお伝えできたらと思っております。  
至らない点が多々あるかと思いますが、何卒ご指導のほど宜しくお願い致します。  
(星子 健)

だから私は選びました!

# ふれんど共済

1日あたり  
わずか **60**円  
大きな補償を実現!

## ご加入の皆様の声

- 補償が大きいわりに掛金が安い。
- 疾病入院見舞金までついている。
- 入通院の際、1日目から保障してもらえた。
- 共済金の請求をしてから支払いまでが早い。
- 従業員の入通院で福利厚生として大変役立った。

年齢・性別・職種に関係なく一律!

掛金(月額) **1,800円**

※ 加入は1人1口を限度とします。

※ 事業主負担の掛金は損金算入され、共済金は事業主に支払われます。



## 加入資格及び条件

商工会の会員及びその家族、会員の従業員及びその家族、商工会の役職員とその家族。加入日現在、医師の加療中の方を除いて健康で正常な生活または就労中の方。

## ご加入できる年齢

満6歳以上～79歳以下

## 補償内容

● 傷害による死亡 (高度障害)	一般傷害 500万円 災害事故 1,000万円
● 傷害による後遺障害	等級により補償金額が異なります。
● 傷害による入院	1日 6,000円
● 傷害による通院	1日 3,000円
● 疾病(病気)入院見舞金	10万円
● 傷害手術見舞金	手術内容に 応じて 5・10・20万円

## 主に共済金をお支払いできない場合

1. 戦争変乱
2. 自殺
3. 法定免責(故意、犯罪行為、刑の執行)
4. 加入日現在、医師の治療をうけていたことが判明した時
5. 腰椎ヘルニア、腰部捻挫などの慢性疾患、椎管内障、神経痛、腱鞘炎などの場合
6. 次の疾病を直接原因として加入後1年以内に病气入院した場合は、病气入院見舞金はお支払いできません。

悪性新生物(ガン、肉腫) 心臓病、血液病、結核、胃または腸潰瘍、肝臓病、高血圧、糖尿病、腎臓病

## お支払例

- 体育館でミニバレーの試合中転倒しアキレス腱を断裂した(女性)

入院: 6,000円 × 10日 = 60,000円  
通院: 3,000円 × 20日 = 60,000円  
傷害手術見舞金 50,000円  
計 **170,000円**

- 自転車で走行中、誤って転倒し足首を骨折した(男性)

入院: 6,000円 × 45日 = 270,000円  
通院: 3,000円 × 6日 = 18,000円  
傷害手術見舞金 50,000円  
計 **338,000円**

※ 詳細(補償内容等)につきましては最寄りの商工会までお気軽におたずね下さい。

お問合せ、お申込は…  
最寄りの商工会まで

- 商工貯蓄共済
  - ふれんど共済
  - 火災共済
  - まごころ共済  
(自動車事故費用共済)
  - 自動車共済
- その他 各種共済



安心、信頼、ゆたかな未来へ。

熊本県火災共済協同組合

<http://www.kumamoto-kyousai.or.jp>

本 部: 熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館2F) TEL 096-325-3411  
八代営業所: 八代市松江城町6番6号(八代商工会館2F) TEL 0965-35-5686  
天草営業所: 天草市栄町1番25号(本渡商工会館2F) TEL 0969-24-2516